

白山市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的かつ効果的に推進するための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有し、居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて拡散されるものを含む誹謗中傷若しくは風評、報道機関による過剰な取材その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の棄損、私生活の平穩の侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 早期援助団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。
- (8) 民間支援団体 早期援助団体及び犯罪被害者等の支援を行うその他の民

間団体をいい、犯罪被害者等で構成される自助組織を含む。

- (9) 関係機関等 国、石川県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に関わる公的組織をいう。

(基本理念)

第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念に基づき、迅速かつ適正確実に推進しなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われるべきものであること。
- (2) 被害の状況及び原因並びに二次的被害及び再被害の有無、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるべきものであること。
- (3) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく実施され、かつ、犯罪被害者等の経済的負担のみならず手続上の負担にも配慮した利用しやすい形で行われるべきものであること。
- (4) 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう配慮するとともに、二次的被害及び再被害を生じさせることがないように行われるべきものであること。
- (5) 犯罪被害者等の個人情報に関する管理及び犯罪被害者等の心理状態に特段の配慮をして行われるべきものであること。
- (6) 市、市民等、事業者等、民間支援団体及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されるべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に策定し、効果的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等及びその他の関係する者と連携し、協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深めるとともに、二次的被害が生じること及び犯罪被害者等を孤立させることがないように十分配慮しなければならない。

2 市民等は、本市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 従業員を雇用する事業者等は、基本理念にのっとり、当該従業員が犯罪被害者等になったときは、その者の就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。

(総合的支援窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等を支援するための施策に係る部局が緊密に連携して適切な支援を行うため、犯罪被害者等の利便性を確保した支援に係る総合的な窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第8条 市は、本市に住所を有する犯罪被害者等（これに準ずると市長が認める者を含む。以下「対象者」という。）が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 対象者が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、早期援助団体及び関係機関等との連絡調整を図る等必要な支援を行うこと。

(2) 犯罪等により精神的又は身体的な苦痛を受けた対象者に対し、その経済的負担の軽減を図るため必要な支援を行うこと。

(3) 犯罪等により対象者が受けた心理的外傷その他深刻な精神的不調からの回復を図るため必要な支援を行うこと。

(4) 対象者が家事等の支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよ

う必要な支援を行うこと。

(5) 犯罪等により従前の住居に居住し難い対象者の居住の安定を図るため必要な支援を行うこと。

(6) 対象者が申請を要する各種支援を円滑に受けられるよう必要な支援を行うこと。

(7) 犯罪等により対象者に生じた外出に対する不安感を軽減するため必要な支援を行うこと。

(安全の確保)

第9条 市は、対象者が二次的被害及び再被害を受けることがないようにするため、早期援助団体及び関係機関等と連携協力し、関係機関等による一時保護及び施設入所に関する情報提供、被害予防に係る助言その他の対象者の安全を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(刑事・民事手続への参加についての支援)

第10条 市は、対象者による当該犯罪被害に係る申告並びに刑事手続及び民事手続への参加を容易にするため、関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体等への支援)

第11条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、本市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、対象者がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合は、当該活動の実施に際して必要な支援を行うことができる。

(学校における支援)

第12条 市は、児童、生徒又は学生が犯罪等の当事者となることがないようにするとともに、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性に関する理解を深めるため、市が設置する学校において、児童、生徒又は学生の発達段階に応じた教育活動が実施されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等となった市民等が児童、生徒又は学生であるときは、

その者が通学する学校において、その置かれている状況に応じた配慮がなされるよう必要な支援を行うものとする。

(一時滞在者への支援)

第13条 市は、本市に一時滞在する者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住民登録されている他の地方公共団体と連携及び協力して、第8条第1号に規定する支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪等を誘発した場合その他対象者への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる事由があるときは、当該事由がある対象者に対して第8条から前条までに規定する各種支援の全部又は一部を行わないことができる。

(体制の整備及び人材の養成)

第15条 市は、早期援助団体及び関係機関等と緊密に連携及び協力し、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的かつ円滑に行うことができるよう体制を整備するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、支援を担う人材の養成並びに資質及び能力の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者等の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次的被害の可能性その他の犯罪被害者等への支援の必要性について市民等及び事業者等の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、広く犯罪被害者等への支援に関する関心及び理解を深めるため、前項の施策に係る重点期間を設けることができる。

(意見の反映)

第17条 市は、本市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策について、犯罪被害者等、関係機関等及び市民等からの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定期の見直し)

2 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、国内の法制度の動向及び社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。